見積依頼公告

次のとおり、随意契約のためのオープンカウンター方式による見積合わせに付します。

令和４年１１月２５日
支出負担行為担当官
岐阜地方法務局長　蔦　啓一郎

１　見積合わせに付する事項等

(1) 件名

物品供給契約（記録用カメラシステム一式）

(2) 仕様等

仕様書による。

(3) 納入場所及び納入期限

仕様書による。

(4) 見積合わせ参加に係る事前提出書類の提出期限等

ア　提出書類

(ｱ) 資格審査結果通知書（全省庁統一資格）の写し（項番２(3)参照。）

(ｲ) 誓約書（役員名簿付）

(ｳ) 同等品審査に関する仕様を確認できる資料（カタログ等。仕様書記載の参考製品以外で見積もる場合。）

イ　提出期限

令和４年１２月８日（木）１７時１５分まで

（郵送の場合は、書留郵便に限る。提出期限内必着。）

ウ　提出方法

下記の場所に持参又は郵送すること（電子調達システム利用不可。）。

〒５００－８７２９
岐阜市金竜町五丁目１３番地　岐阜合同庁舎２階
岐阜地方法務局会計課用度係（担当　東郷）
TEL　０５８－２４５－３１８４（直通）

(5) 見積書の提出期限等

ア　提出期限

令和４年１２月１５日（木）１７時１５分まで

（郵送の場合は、書留郵便に限る。提出期限内必着。）

イ　提出方法

電子調達システムによる提出又は（項番１(4)ウ）の場所に持参若しくは郵送すること。

ウ　その他

見積書は、仕様書及び見積依頼書（以下「仕様書等」という。）並びに「岐阜地方法務局オープンカウンター方式実施要領」（以下「実

施要領」という。）を熟読の上、作成すること。

なお、実施要領第７条第１項第２号「見積者の記名押印を欠く見積り」を無効とするところ、押印を欠く場合、代表者資格氏名、担当者氏名及び連絡先電話番号の記載があるものは有効とする。

(6) 仕様書等に対する質問

仕様書等に対する質問がある場合には、以下により文書で行うものとする。

ア　提出期限

令和４年１１月３０日（水）

イ　提出方法

以下に記載のＦＡＸ番号にＦＡＸすること。

FAX　０５８－２４９－０１０９（会計課用度係　東郷宛て）

なお、送達確認を必ず行うこと。

ウ　質問書の様式

見積依頼書の項番７に示した別添様式２を用いること。

エ　回答

令和４年１２月５日（月）までにＦＡＸで回答する予定のため、質問書には必ず送信を希望するＦＡＸ番号を記載すること。

(7) 見積合わせの日時

令和４年１２月１５日（木）１７時１５分以降（非公開）

(8) その他

本件は、電子調達システム（https://www.geps.go.jp/）又は紙の見積書の提出の方法により見積合わせ等を行うので、各方式の手続（電子調達システム利用者は、上記ポータル内の「電子調達システム利用規約」、「電子調達システム操作マニュアル」等に定める手続）に従い、見積りを行うこと。

なお、一度提出した見積書の引換え、変更又は取消しは認めない。

２　見積合わせに参加する者に必要な資格等に関する事項

(1) 予算決算及び会計令（昭和２２年勅令第１６５号。以下「予決令」という。）第７０条の規定に該当しない者であること。

なお、未成年者、被保佐人又は被補助人であって、契約締結のために必要な同意を得ている者は、同条中、「特別の理由がある場合」に該当する。

(2) 予決令第７１条の規定に該当しない者であること。

(3) 令和４・５・６年度法務省競争参加資格（全省庁統一資格）「物品の販売」において、Ｄ等級以上に格付され、東海・北陸地域の競争参加資格を有する者であること。

(4) 各省各庁から指名停止等を受けていない者であること。

(5) 警察当局から、暴力団又は暴力団員が実質的に経営を支配する事業者又はこれに準ずる者として、国発注業務等からの排除要請があり、当該状態が継続している者でないこと。

(6) その他仕様書等において示す条件に違反しない者であること。

３　仕様書等を交付する日時及び場所

(1) 日時

公告日から令和４年１２月８日（木）まで（ただし、行政機関の休日に関する法律（昭和６３年法律第９１号）第１条に規定する行政機関の休日を除く毎日、８時３０分から１７時１５分まで）。

(2) 場所

項番１(4)ウに同じ

４　見積書の無効

次の一に該当する見積書は、無効とする。

(1) 参加資格のない者（参加資格に関する虚偽の証明書等を提出した者を含む。）が作成した見積書

(2) 見積者の記名押印を欠き、見積金額を訂正し、又は見積金額とその内訳の金額が齟齬（そご）する見積書

ただし、押印を欠く場合、代表者資格氏名、担当者氏名及び連絡先電話番号の記載があるものについては、有効とする。

(3) 提出期限において同一人から金額の異なる複数の見積書が提出されている場合の当該見積書

(4) 仕様書等に記載する条件と異なる見積書

(5) その他見積合わせに関する条件に違反した見積書

５　見積合わせの方法及び結果の公表等

(1) 提出された有効な見積書のうち、予決令第７９条に規定する制限の範囲内で、当局に最も有利な価格の見積書を提出した者を契約の相手方とする。

(2) 当局に最も有利な価格の見積書を提出した者が二人以上あるときは、提出者のくじ引きにより決定する。くじ引きの日時等は、電話等で速やかに通知し、これに参加することができない者があるときは、その者に代わって当局の契約事務に関係のない職員にくじを引かせる。

(3) 見積合わせの結果は、当局ホームページにおいて、契約の相手方及び見積金額（見積合わせが不調となった場合にはその旨）を公表する。

(4) 契約の締結は、電子調達システム上での電子契約も可能とする。

６　契約保証金

全額免除する。

７　その他

詳細は、仕様書等に記載するところによる。